

東大和市バスケットボール協会規約

略称～HBA【Higashiyamatoshi Basketball Association】

第一章 総則

[名称]

第1条 本会は、「東大和市バスケットボール協会（略称：HBA【Higashiyamatoshi Basketball Association】）」と称する（以下協会という）

第2条 協会の事務所は、会長の居住地におく。

[目的]

第3条 協会は、東大和市及びその近郊におけるバスケットボールのアマチュア団体の総括機関としてバスケットボールの競技の健全な普及と発展を図り、参加者の精神と体力の向上、及び市民の体育発展、地域の活性化に寄与することを目的とする。

[事業]

協会は第3条の目的を達成するための諸団体と連携し、下記の事業を行う。

- ① 各種競技会の開催、及び運営
- ② その他、バスケットボール競技に関する諸事業
- ③ 東大和市体育協会の事業に賛同し、協力するとともに対外的な活動に参加する。

[組織]

第4条 協会の定める登録を完了したチーム及び競技者をもって組織する。年度は4月1日より始まり、翌年3月31日をもって終るものとする。

第5条 協会への加盟は、定められた登録をすることにより効力を生じる。

第6条 チーム及び競技者の追加登録と取り消しは随時事務局が受付け、会長・副会長の承認により決定される。ただし、すでに納入したチーム・競技登録は返還しない。

第二章 役員及び評議員の職務

[役員]

第7条 協会の役員は下記のとおりとする。

- ◎ 会 長 1名
- ◎ 副 会 長 2名
- ◎ 理 事 若干名
- ◎ 会 計 1名
- ◎ 会計監査 1名

[役員を選任]

第8条 上記役員のうち会長、副会長、理事は総会で決める。これ以外の役員については、そのときの役員の採決で選出される。

第9条 役員任期は1年とする。ただし再任は妨げない。やむを得ない理由で役員に欠員が生じた場合は会長・副会長の判断で必要に応じ補充することができる。その場合の任期は前役員が残存期間とする。

[役員職務]

- 第10条 ■会長は会務を総理し、協会を代表する。また定期的(月一回程度)に会議を招集する。
やむをえず、召集出来ない場合は各種決定事項など役員に連絡をする。
- 会長は協会を組織し、緊急な事項、協会に委託された事項について協議決定する。
ただし、事前若しくは事後に副会長の承認を得なければならない。
- 会長は事業計画、予算と決算、役員の推薦及び選出、協会規約の改廃、その他重要な事項を審議する。
- 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときは職務を代理する。
- 理事は協会全体の会務を処理する。
- 会計は協会全体の会計を担当し、会計監査は予算の内訳に関する監査を期末に行う。

[評議員の選任および職務]

- 第11条 ■評議員は、協会の加盟クラブチームから役員の採決で選出され、若干名で組織する。
評議員の任期は1年とする。ただし再任は妨げない。
- 評議員は総会に出席し、各種付議に関する取り決めに関して決定を下す議決機関とする。

第三章 会 議

[総会]

- 第12条 総会は会長が招集し毎年年度末にこれを開く。ただし必要に応じて臨時総会を開くことができる。総会に付議することができる事項はつぎに記載する。
- ① 予算及び決算
 - ② 事業計画
 - ③ 役員の決定
 - ④ 規約の改廃について
 - ⑤ その他の重要事項

[運営会議]

- 第13条 協会の運営に関する会議は、必要に応じて会長や各役員が召集し随時開催することができる。
- 第14条 すべての会議の議長は招集者(協会役員)がこれにあたり、決議は出席による多数決によるものとし、賛否同数の場合には議長の決定するところによる。

第四章 会 計

[経費]

- 第15条 協会の経費は次のもので支弁する。
- ① 協会加盟料(チーム単位とする)
 - ② 事業収入
 - ③ 補助金
 - ④ 寄付金およびその他の収入

[チーム加盟料]

- 第16条 チーム加盟料は総会において決定する。

[会計年度]

- 第17条 協会の会計年度は毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

第五章 付則

[規則変更]

第18条 本規約の条項は、総会出席者の3分の2以上の賛成により変更できる。

[施行期間]

第19条 本規約は平成23年4月1日から施行する。